

医政地発 1 0 0 3 第 5 号
令和元年 1 0 月 3 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインについて

今般、診療用放射線に係る安全管理体制並びに診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱いに関して、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 21 号）が平成 31 年 3 月 11 日に公布され、このうち、診療用放射線に係る安全管理体制に関する規定については令和 2 年 4 月 1 日に施行されることとなったところです。これに伴い、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成 31 年 3 月 12 日付け医政発 0312 第 7 号厚生労働省医政局長通知）においてお示ししたとおり、エックス線装置又は医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 24 条第 1 号から第 8 号の 2 までのいずれかに掲げるものを備えている病院又は診療所の管理者は、診療用放射線の利用に係る安全な管理のための責任者（以下「医療放射線安全管理責任者」という。）を配置し、医療放射線安全管理責任者は診療用放射線の安全利用のための指針を策定することとなります。

については、当該指針を策定するに当たり、「診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドライン」を別添のとおり定めましたので、貴職におかれましては御了知の上、貴管下医療機関に周知方お願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。